

県南広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年3月17日

県南広域振興局長 永井 榮一

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 本吉室根線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市室根町矢越字四百刈24番1地先内	新	m 39.2~38.2	m 12.9
	旧	m 38.2~36.5	m 12.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部千々土木センター
- イ 期間 令和5年3月17日から同年4月16日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡大迫東和線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
花巻市大迫町内川目第36地割13番1地先から7番4地先まで	新	m 10.0	m 2.3
	旧	8.5~8.4	2.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- イ 期間 令和5年3月17日から同年4月17日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻田瀬線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
花巻市東和町砂子2区404番地先から403番地先まで	新	m 21.2~18.4	m 11.5
	旧	25.6~18.4	11.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- イ 期間 令和5年3月17日から同年4月17日まで